

ケーブル技術スタッフの機器チェック!

日々開発されるケーブルテレビ関連機器を、技術スタッフが
厳しい目でチェック! 実用性に焦点を当てて報告します。No.
136

インフルエンザ特措法

豊島ケーブルネットワーク(株) 技術部 部長 上山裕史
今号は「インフルエンザ特措法」について紹介します。

私たちケーブルテレビ局の技術者はISP(インターネット・サービス・プロバイダ)として顧客のセキュリティ確保、自ネットワークからの不正パケットの送出防止、円滑な通信の確保をするために不断の努力をしています。

2020年4月7日から2020年5月25日までの期間における、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言での私たちの法律で定められた役割を紹介します。

内閣官房が所管する新型インフルエンザ等対策特別措置法(令和二年三月十三日公布)第四条、第五十三条に次のように規定されています。以下、特別措置法と記します。

第四条

事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。

第五十三条

2 電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置を講じなければならない。

第五十三条の電気通信事業者は内閣総理大臣公示の特別措置法施行令第三条第二十号に規定する指定公共機関を公示する件で

- ・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 - ・KDDI株式会社
 - ・ソフトバンク株式会社
 - ・株式会社NTTドコモ
- の4社が指定されています。

ケーブルテレビ会社の指定はありません。IP電話やインターネット通信でユーザにサービス提供を行なっているケーブルテレビ技術者は、指定の4社と同等の気概で勤務されたことと想像します。

図1に昨年から本年7月中旬までのインターネットトラフィックを示します。

ケーブルテレビ局の技術者はISPに従事する者として、電気通信事業の新しい法律に従い、ウィズコロナの新しい生活様式にあわせたインターネット・IP電話サービスの知識が必要になっていくと考えます。

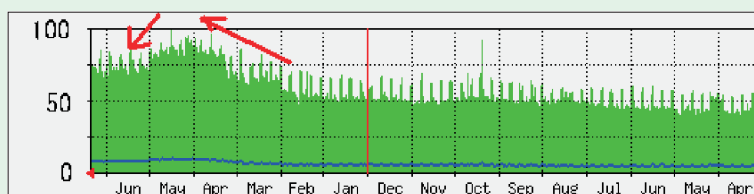


図1:最近のインターネットトラフィック